

簡易懸濁法についてのお知らせ

～関係者の方へ～

〈はじめに〉

当院では経管投与を行っている患者さんを対象に簡易懸濁法を実施し、推奨しております。

〈簡易懸濁法とは〉

錠剤の粉碎やカプセルを開封せず、そのまま温湯（約 55℃）に崩壊懸濁させて投与する方法です。
（温湯に入れても崩壊しない薬剤は、コーティングを破壊してから崩壊懸濁させます。）

〈導入のメリット〉

経管チューブの閉塞が少ない。投与可能である薬の種類が多い など。

〈詳細について〉

各薬剤の情報については「[内服薬経管投与ハンドブック](#)」で確認することができます。

- 1.簡易懸濁の可否
- 2.コーティング破壊が必要か
- 3.薬剤が通過する最小のチューブサイズ
- 4.錠剤粉碎やカプセル開封の可否
- 5.水で懸濁しなければならない薬剤の可否 など



〈取り扱っている器具〉

「[けんたくボトル \(株\) シンリョウ](#)」

当院ではこちらの器具を採用しておりますが、
使いやすいものをご用意していただいても構いません。



〈さいごに〉

実際の調剤や投与の際には、事前に薬剤の詳細を確認し、行っていただきますようお願いいたします。
ご不明な点やご相談したいことがありましたら当院薬剤科にお電話ください。

0554-62-5121（代表）

2018年7月5日 薬剤科作成